**○法務省令第六号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第十六条の見出しを「（人権擁護推進室及び人権擁護調査官）」に改め、同条第一項中「人権擁護調査官」を「人権擁護推進室及び人権擁護調査官」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　人権擁護推進室は、人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　人権擁護推進室に、室長を置く。

**附　則**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**○法務省令第七号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第七十条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「総括表示登記専門官」の下に「、復興事業対策官（熊本地方法務局に限る。）」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（復興事業対策官の職務）

**第四十三条の二**　地方法務局の復興事業対策官は、命を受けて、平成二十八年熊本地震からの復興のための施策の実施に伴う登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）について調査し、企画する事務をつかさどる。

第五十一条第一項中「八百十九人」を「八百二十二人」に改める。

第五十二条第一項中「四百八十人」を「四百九十一人」に改める。

附則に次の一項を加える。

5　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

**附　則**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**○法務省令第八号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

**第一条**　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表刑務所等の名称の欄中「福島刑務所」を「福島刑務所　加古川刑務所」に改める。

第九条第一項中「府中刑務所」の下に「、川越少年刑務所」を加える。

第十一条第二項の表中

| | | |
|---|---|---|
| 加古川刑務所　美祢社会復帰促進センター | 処遇第一担当 | 前条第一号及び第五号に掲げに属するものを除く。） |
| | 処遇第二担当 | 前条第一号及び第五号に掲げ者に関すること。 |
| | 企画担当 | 前条第二号から第四号までに |

を

| | | |
|---|---|---|
| 加古川刑務所 | 処遇第一担当 | 前条第一号及び第五号に掲げに属するものを除く。） |
| | 処遇第二担当 | 前条第一号及び第五号に掲げ者に関すること。 |
| | 作業担当 | 前条第二号に掲げる事務のうち、女子の被収容を掲げる事務 |
| 美祢社会復帰促進センター | 処遇第一担当 | 前条第一号及び第五号に掲げに属するものを除く。） |
| | 処遇第二担当 | 前条第一号及び第五号に掲げ者に関すること。 |
| | 企画担当 | 前条第二号から第四号までに掲げる事務 |

に改める。

第二十二条の表刑務所等の名称の欄中「川越少年刑務所　大阪拘置所」を「川越少年刑務所」に、「東京拘置所」を「東京拘置所　大阪拘置所」に改め、同表中

| | |
|---|---|
| 八王子医療刑務所　大阪医療刑務所 | 保健課 |
| 医療第 | 医療第 |
| 医療第 | 医療第 |
| 医療第 | 看護課 |